



男女共同参画センターにおける業務及び運営についての ガイドライン作成に向けた提言の内容について

令和6年8月5日
内閣府男女共同参画局

(骨子案)

第1 はじめに

1. ガイドラインの位置づけ
2. 地域における男女共同参画を巡る状況
3. 男女共同参画センターの理念

第2 男女共同参画センターの役割

1. 男女共同参画センターの役割
2. 男女共同参画センターの位置付け

第3 各業務の基本的考え方と具体的内容

1. 地域の課題・実情を把握するための調査研究、相談事業
2. 地域の課題解決に向けた主体的な企画立案と自治体による施策の補助
3. 住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座

第4 業務実施のための環境整備

1. 人材の確保・育成
2. 関係各機関等との連携の在り方
 - ・ 都道府県・市町村相互の連携
 - ・ 地域の企業や教育機関又はNWECとの連携
 - ・ 自治体による広域連携
3. 直営、委託及び指定管理、それぞれの場合における留意点
4. 個人情報保護と守秘義務の徹底
5. 男女共同参画センターの利用促進のための取組

第1 はじめに

(骨子案)

1. ガイドラインの位置づけ
2. 地域における男女共同参画を巡る状況
3. 男女共同参画センターの理念

WGとして提言すべき内容及び方向性 (案)

1. ガイドラインの位置付け

- ◆ ガイドラインは、センターにおける業務の内容及び体制の整備に関し、多くの地域において参考となる事項や留意すべき点について記載し、地方公共団体の手引きとなる内容とすること。
- ◆ ガイドラインは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として地方公共団体に示すことを念頭に置き、作成すること。したがって、当該ガイドラインをもって、地方公共団体に対し、画一的な対応を求めたり、ガイドラインに記載された内容を強制したりするものとは考えていないこと。

2. 地域における男女共同参画をめぐる状況

- ◆ 地域における男女共同参画を巡る状況や課題。
- ◆ 地方公共団体がそのような課題の解決に取り組まねばならない必要性。

3. 男女共同参画センターの理念

- ◆ センターが役割を果たし、そのために業務を行うにあたって念頭に置くべき理念。

第2 男女共同参画センターの役割

(骨子案)

1. 男女共同参画センターの役割
2. 男女共同参画センターの位置付け

WGとして提言すべき内容及び方向性 (案)

1. 男女共同参画センターの役割

- ◆ 多様な関係者と円滑に連携・協働し、男女共同参画を推進するための拠点であること。
- ◆ 男女共同参画社会は、社会の構成員であるすべての地域住民が作り上げるものであるため、センターは広く地域住民に開かれた存在であるべきこと。
- ◆ 地方公共団体がセンターの役割や、その必要性を理解し、地域の実情に応じて全国で整備が促されること、また、安定的に運営されること。
- ◆ 地域のニーズや運営者の実情に応じて、地域交流に資する活動を行う場合も、上記の役割を踏まえ、センターは男女共同参画社会の形成を促進する事業に軸足を置くことに留意すること。

2. 男女共同参画センターの位置付け

- ◆ 法令等における位置付けが検討されていることから、検討結果を踏まえ、その位置付けについて明らかにする。 ※「都道府県や市町村が条例等を制定し、設置」するものである点は機能強化後も変更なし。

第3 各業務の基本的考え方と具体的内容

(骨子案)

1. 地域の課題・実情を把握するための調査研究、相談事業
2. 地域の課題解決に向けた主体的な企画立案と自治体による施策の補助
3. 住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座

WGとして提言すべき内容及び方向性 (案)

1. 地域の課題・実情を把握するための調査研究、相談事業

- ◆ 地域の課題・実情を把握する機能が今後の要となるため、調査業務に係る機能強化の必要性を明記する。なお、人口規模等によって単独の自治体で調査の実施が難しい場合は、自治体間での役割分担又は共同実施や、NWECCからノウハウの提供を受けて実施する等、考えられる解決策を示す。
 - ※ 広域連携の手段など、自治体間での役割分担又は共同実施を行うに当たって参考となる地方自治法上の制度について併記。
- ◆ 自治体や企業、NPOなどの民間団体等と協働し、地域住民の意識調査を実施することの重要性。
- ◆ 相談事業が、個々の住民の悩みに対応するためだけの事業ではなく、当該地域の課題を把握するためにも重要であること。
- ◆ 調査結果、相談内容については、今後の事業や施策に活かすため、必要に応じてNWECCと情報を共有し、分析することが重要であること。

2. 地域の課題解決に向けた主体的な企画立案又は自治体による施策の補助

- ◆ センターは、地方公共団体における男女共同参画をより効果的に推進するための自治体の機能の1つとして、把握した情報を基にパイロット事業を展開し、また、自治体の施策の一部を企画立案又は補助しうること。
- ◆ センターは、男女共同参画を所管する部署だけではなく、全庁的に顔の見える関係を構築するとともに、男女共同参画計画並びに女性活躍推進法上の推進計画及び事業主行動計画の策定、情報発信に関わるなど、地域課題の解決に向けた自治体の施策の検討に寄与することを目指すこと。
- ◆ 地方公共団体の政治、経済、教育等を所管する部署との関係構築を通じ、議会、企業、学校等における事業の実施を円滑に実現させることが期待できること。

※ こうした各界各層との関係構築を要する事業については、本項目に限らず、ガイドラインに取組事例を示すことが望ましい。

3. 住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座

- ◆ 地域住民に地方公共団体の施策やセンターの存在や取組を知ってもらい、地域で男女共同参画を推進する人材を育てていくためには、広報・啓発の実施が重要であること。事業後は効果検証を行い、地域のニーズや実情に応じた事業の実施に活かすことが望ましいこと。
- ◆ 企業や学校、地域コミュニティ（自治会、消防団等）と日頃からつながりをつくり、活動の裾野を広げていくことが重要であること。関係先のニーズを聞き取り、対象ごとに適した広報・啓発、講座を実施するべきであること。

第4 業務実施のための環境整備

(骨子案)

1. 人材の確保・育成
2. 関係各機関等との連携の在り方
 - ・都道府県・市町村相互の連携
 - ・地域の企業や教育機関又はNWECとの連携
 - ・自治体による広域連携
3. 直営、委託及び指定管理、それぞれの場合における留意点
4. 個人情報保護と守秘義務の徹底
5. 男女共同参画センターの利用促進のための取組

WGとして提言すべき内容及び方向性 (案)

1. 人材の確保・育成

- ◆ NWECによるセンター職員の初任者研修プログラムを受けることが望ましいこと。
- ◆ センター職員による相談事業を実施する場合、職員の専門性向上に努めるべきこと。
- ◆ 職員の交代等に備え、業務内容に応じてマニュアルを作成することが望ましいこと。

2. 関係各機関等との連携の在り方

- ◆ 必要に応じ、都道府県と市町村との連携、また、近隣の市町村間での広域連携を積極的に推進すべきこと。
- ◆ 事業によっては、都道府県や市町村の適切な役割分担を決め、相互に連携していくことが望ましいこと。
- ◆ 各地域で男女共同参画社会の形成を効果的に促進するため、各センターを支援する「センターオブセンターズ」として機能強化されるNWECをはじめ、男女共同参画に取り組む民間団体、地域コミュニティ、事業者及び事業者団体、学校・教育機関等と一層の連携強化が求められること。
- ◆ 配偶者暴力相談支援センターなど、関係が深い制度上の公的機関との関係の整理。また、そうした機関との連携を進め、男女共同参画社会の形成の促進に必要な取組を体系的に推進することへの期待。

3. 直営、委託及び指定管理、それぞれの場合における留意点

- ◆ 自治体直営の場合、数年おきの異動があるため、知識とノウハウの蓄積が課題となる。NWECによるセンター職員の初任者研修プログラムの活用等により、課題の解消を目指すべきこと。
- ◆ 業務委託及び指定管理の場合、契約時に委託範囲と責任の所在を明確にすべきこと。委託後は定期的に業務の状況や成果・効果等を把握・評価し、委託事業者へフィードバックする等、事業者の質の向上を図るための具体的な措置を講じる必要性。

4. 個人情報保護と守秘義務の徹底

- ◆ センターが相談業務を行う場合、機微に触れる個人情報を扱うため、センター内はもとより、連携する他機関との間においても慎重な情報の取扱いが求められること。また、事業に関わらず、取得した個人情報は各自治体の個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱わねばならないこと。
- ◆ 民間団体等に委託する場合、委託契約書に個人情報保護の厳格な取扱いについて明記し、情報漏洩があった場合の対応等についても、あらかじめ定めておくこと。

5. 男女共同参画センターの利用促進のための取組

- ◆ センターが機能を発揮するためには、その存在や役割について、地域住民に十分な周知・広報を行うことが重要である旨を明記。
- ◆ 周知は、様々な媒体や機会を通じて行い、センターの役割や講座の開催、また、相談を受け付ける場所、対応日時等について案内をすることが望ましいこと。
- ◆ 性別、国籍、年代を問わずすべての住民を事業の対象とすることが地域住民に対してわかりやすく伝わるよう周知・広報を行うべきこと。